



茨城県報

号外第 76 号

平成30年6月21日

木曜日

目 次

条 例	ページ
●茨城県県税条例等の一部を改正する条例 (税務課)	1
●茨城県旅館業法施行条例の一部を改正する条例 (生活衛生課)	7
●医療法に基づき病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 (医療政策課)	8
●茨城県保健師, 助産師, 看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (医療人材課) ...	8
●茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例の一部を改正する条例 (医療人材課)	9
●茨城県工業技術センターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (技術革新課)	10
●茨城県都市計画審議会条例の一部を改正する条例 (都市計画課)	10
●茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業及び流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (下水道課)	11
●茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例 (高校教育課)	11

条 例

茨城県県税条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成30年6月21日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県条例第33号

茨城県県税条例等の一部を改正する条例

(茨城県県税条例の一部改正)

第1条 茨城県県税条例(昭和25年茨城県条例第43号)の一部を次のように改正する。

目次中「第42条一」を「第41条の17一」に改める。

第2章第5節中第42条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第41条の17 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第42条の2の次に次の1条を加える。

(製造たばこみなす場合)

第42条の2の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社その他の施行令第39条の9で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばこみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第42条の3第1項中「消費等」の次に「(第3項第3号アにおいて「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1項第1号中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同項第2号中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第8条の2の3で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額として施行令第39条の9の2第4項で定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第42条の4中「860円」を「930円」に改める。

第2条 茨城県県税条例の一部を次のように改正する。

第42条の3第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

第3条 茨城県県税条例の一部を次のように改正する。

第22条第1項、第5項及び第7項中「によつて」を「により」に改める。

第22条の3第1項中「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改める。

第25条の2中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改める。

第32条中「においては」を「には」に、「の外」を「のほか」に改める。

第40条第1項第1号イ中「みなし課税法人、」の次に「投資法人(」を加え、「投資法人、」を「投資法人をいう。)、特定目的会社(」に改め、「特定目的会社」の次に「をいう。)」を加える。

第40条の4第1項中「第20条」を「第19条」に改める。

第40条の8第2項中「第72条の33第3項」を「第72条の31第3項」に改める。

第40条の19第1項中「によつて」を「により」に改める。

第42条の3第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改める。

第42条の4中「930円」を「1,000円」に改める。

第4条 茨城県県税条例の一部を次のように改正する。

第42条の3第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改める。

第42条の4中「1,000円」を「1,070円」に改める。

第5条 茨城県県税条例の一部を次のように改正する。

第42条の2の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第42条の3第1項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

（茨城県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 茨城県県税条例等の一部を改正する条例（平成27年茨城県条例第44号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第2項中「は、新条例」を「は、茨城県県税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「204円」を「274円」に改め、同条第14項の表第4項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改め、同表第7項の表第42条の9の2第1項の項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第7項の表第42条の14第1項の項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条及び第6条並びに付則第3条の規定 平成30年10月1日
- (2) 第2条及び付則第4条の規定 平成31年10月1日
- (3) 第3条中茨城県県税条例第40条の4第1項の改正規定 平成32年1月1日
- (4) 第3条（前号、次号及び第6号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成32年4月1日
- (5) 第3条中茨城県県税条例第42条の3第3項及び第42条の4の改正規定並びに付則第5条の規定 平成32年10月1日
- (6) 第3条中茨城県県税条例第22条の3第1項第2号及び第25条の2の改正規定並びに次条の規定 平成33年1月1日
- (7) 第4条及び付則第6条の規定 平成33年10月1日
- (8) 第5条及び付則第7条の規定 平成34年10月1日

（県民税に関する経過措置）

第2条 前条第6号に掲げる規定による改正後の茨城県県税条例第22条の3第1項第2号及び第25条の2の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成32年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成30年10月1日前に茨城県県税条例第42条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同条例第42条の5第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。）が行われた地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下「地方税法等改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法第74条第1号に規定する製造たばこ（茨城県県税条例等の一部を改正する条例（平成27年茨城県条例第44号）付則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この条において「製造たばこ」という。）を同日に販売の

ため所持する茨城県県税条例第42条第1項に規定する卸売販売業者等（以下「卸売販売業者等」という。）又は同項に規定する小売販売業者（以下「小売販売業者」という。）がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

3 前項に規定する者は、その者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所ごとに、その者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、地方税法等改正法附則第10条第3項に規定する総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成30年10月31日までに、知事に提出しなければならない。

(1) 所持する製造たばこの区分（第1条の規定による改正後の茨城県県税条例（第6項において「新条例」という。）第41条の17に規定する製造たばこの区分をいう。以下同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

(2) 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算出した前項の規定による県たばこ税額

(3) その他参考となるべき事項

4 第2項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第23条第3項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第51条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出した場合において、当該市町村長又は税務署長が前項の規定による申告書を受理したときは、当該申告書は、同項の規定により知事に提出されたものとみなす。

5 第3項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

6 第2項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第42条の3第1項、第42条の4、第42条の5、第42条の7、第42条の8及び第42条の11の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第42条の3第2項	前項	茨城県県税条例等の一部を改正する条例（平成30年茨城県条例第 号。以下この節において「平成30年改正条例」という。）付則第3条第2項
第42条の3第3項	第1項	平成30年改正条例付則第3条第2項
第42条の9第1項及び第2項	第42条の7第1項	平成30年改正条例付則第3条第3項
第42条の9の2第1項	第42条の7第1項	平成30年改正条例付則第3条第3項
	法第74条の10第1項から第3項までに規定する申告書の提出期限	平成30年10月31日
第42条の14第1項	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成31年4月1日前である場合には、同日）

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当す

る金額を、茨城県県税条例第42条の11の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第42条の7第1項又は第2項の規定により知事に提出すべき申告書には、地方税法等改正法附則第10条第7項に規定する総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

第4条 付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

第5条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた地方税法等改正法第1条の規定による改正後の地方税法第74条第1項第1号に規定する製造たばこ（以下「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

3 前項に規定する者は、その者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所ごとに、その者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、地方税法等改正法附則第12条第3項に規定する総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成32年11月2日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
- (2) 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算出した前項の規定による県たばこ税額
- (3) その他参考となるべき事項

4 第2項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第25条第3項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第51条第10項において準用する同条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出した場合において、当該市町村長又は税務署長が前項の規定による申告書を受理したときは、当該申告書は、同項の規定により知事に提出されたものとみなす。

5 第3項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

6 第2項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、付則第1条第5号に掲げる規定による改正後の茨城県県税条例（以下この項において「32年10月新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（32年10月新条例第42条の3第1項、第42条の4、第42条の5、第42条の7、第42条の8及び第42条の11の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年10月新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第42条の3第2項	前項	茨城県県税条例等の一部を改正する条例(平成30年茨城県条例第 号。以下この節において「平成30年改正条例」という。)付則第5条第2項
第42条の3第3項	第1項	平成30年改正条例付則第5条第2項
第42条の9第1項及び第2項	第42条の7第1項	平成30年改正条例付則第5条第3項
第42条の9の2第1項	第42条の7第1項	平成30年改正条例付則第5条第3項
	法第74条の10第1項から第3項までに規定する申告書の提出期限	平成32年11月2日
第42条の14第1項	経過する日	経過する日(当該経過する日が平成33年3月31日前である場合には、同日)

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、茨城県県税条例第42条の11の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第42条の7第1項又は第2項の規定により知事に提出すべき申告書には、地方税法等改正法附則第12条第7項に規定する総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

第6条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第7号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

3 前項に規定する者は、その者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所ごとに、その者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、地方税法等改正法附則第13条第3項に規定する総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成33年11月1日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
- (2) 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
- (3) その他参考となるべき事項

4 第2項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第26条第3項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第51条第12項において準用する同条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出した場合において、当該市町村長又は税務署長が前項の規定による申告書を受理したときは、当該申告書は、同項の規定により知事に提出されたものとみなす。

5 第3項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県

たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

6 第 2 項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第 4 条の規定による改正後の茨城県県税条例（以下この項において「33年新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（33年新条例第 42 条の 3 第 1 項、第 42 条の 4、第 42 条の 5、第 42 条の 7、第 42 条の 8 及び第 42 条の 11 の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる 33 年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 42 条の 3 第 2 項	前項	茨城県県税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年茨城県条例第 号。以下この節において「平成 30 年改正条例」という。）付則第 6 条第 2 項
第 42 条の 3 第 3 項	第 1 項	平成 30 年改正条例付則第 6 条第 2 項
第 42 条の 9 第 1 項及び第 2 項	第 42 条の 7 第 1 項	平成 30 年改正条例付則第 6 条第 3 項
第 42 条の 9 の 2 第 1 項	第 42 条の 7 第 1 項	平成 30 年改正条例付則第 6 条第 3 項
	法第 74 条の 10 第 1 項から第 3 項までに規定する申告書の提出期限	平成 33 年 11 月 1 日
第 42 条の 14 第 1 項	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成 34 年 3 月 31 日前である場合には、同日）

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 2 項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、茨城県県税条例第 42 条の 11 の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第 42 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定により知事に提出すべき申告書には、地方税法等改正法附則第 13 条第 7 項に規定する総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

第 7 条 付則第 1 条第 8 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

茨城県旅館業法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 30 年 6 月 21 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県条例第 34 号

茨城県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

茨城県旅館業法施行条例（昭和 36 年茨城県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「旅館業施設」を「旅館業の施設」に改める。

第 4 条中「または」を「又は」に、「かわる換気装置」を「代わる換気関係設備」に、「はかる」を「図る」に改める。

第 5 条及び第 6 条を削る。

第 7 条第 1 号中「毎日 1 回以上」を「定期的に」に、「はかる」を「図る」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 寝具は、適切に洗濯、管理等を行うこと。

第 7 条第 3 号中「敷布, ゆかた, ふとんえり, まくらおおい」を「寝衣, 敷布, 布団カバー, 枕カバー」に, 「洗たく」を「洗濯」に改め, 同条を第 5 条とする。

第 8 条を削る。

第 9 条第 1 項中「元せん」を「元栓」に改め, 同条第 2 項中「はかる」を「図る」に, 「元せん」を「元栓」に改め, 同条を第 6 条とする。

第 10 条を第 7 条とする。

第 11 条第 1 号中「でい酔者」を「泥酔者」に改め, 同条を第 8 条とする。

第 12 条第 1 項第 1 号から第 3 号までを削り, 同項第 4 号中ウを削り, エをウとし, オをエとし, カをオとし, 同号を同項第 1 号とし, 同項第 5 号イ中「流水式の」を削り, 同号を同項第 2 号とし, 同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定は, 政令第 1 条第 2 項第 7 号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準及び同条第 3 項第 5 号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準について準用する。

第 12 条第 3 項を削り, 同条を第 9 条とする。

付 則

この条例は, 公布の日から施行する。

医療法に基づき病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 30 年 6 月 21 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県条例第 35 号

医療法に基づき病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

医療法に基づき病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例（平成 24 年茨城県条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

題名中「医療法」を「医療法等」に改める。

第 1 条中「及び第 5 項」を削り, 「第 2 項」の次に「並びに地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号。以下「地域包括ケア強化法」という。）附則第 28 条」を加える。

第 4 条を削り, 第 5 条を第 4 条とし, 第 6 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 9 条中「第 7 条第 1 項第 2 号」を「第 6 条第 1 項第 2 号」に改め, 同条を第 8 条とし, 同条の次に次の 1 条を加える。

（既存の療養病床の病床数とみなす介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数）

第 9 条 地域包括ケア強化法附則第 28 条の規定により既存の療養病床の病床数とみなす介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数は, 療養病床を有する病院又は診療所の開設者が, 平成 30 年 4 月 1 日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該療養病床の病床数を減少させるとともに, 当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。）を行った場合における当該転換に係る介護老人保健施設又は介護医療院の入所定員数とする。

付則第 2 項の前の見出し及び同項から第 4 項までを削り, 付則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

付 則

この条例は, 公布の日から施行する。

茨城県保健師, 助産師, 看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年 6 月21日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県条例第36号

茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（昭和37年茨城県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「県内」という。)」を削り、「又は」を「若しくは」に、「で将来県内の看護職員の確保が困難な施設等において看護職員の業務に従事しようとするもの及び」を「又は」に、「とする者で将来県内の」を「とする者であつて、将来看護職員不足地域に存する」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例において「看護職員不足地域」とは、看護職員の不足によりその確保が必要な地域として規則で定める地域をいう。

2 この条例において「医療機関等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所
- (2) 前号に掲げるもののほか、法令の規定により看護職員の配置が必要とされる施設等であつて規則で定めるもの

第2条中「第1号から第4号までに掲げる者で将来別表第1に掲げる施設等（以下「養成施設修学生指定施設等」という。）において看護職員の業務に従事しようとするもの及び第5号に掲げる者で将来別表第2に掲げる施設等（以下「修士課程修学生指定施設等」という。）」を「次に掲げる者で将来看護職員不足地域に存する医療機関等」に改める。

第5条第3項中「に規定する学業成績表及び健康診断書を提出しない」を「の規定による求めに応じなかった」に改める。

第7条及び第8条中「養成施設修学生指定施設等」及び「修士課程修学生指定施設等」を「看護職員不足地域に存する医療機関等」に改める。

第10条を次のように改める。

（学業成績表等の提出）

第10条 知事は、修学生に対し、学業成績表及び健康診断書の提出を求めることができる。

別表第1及び別表第2を削る。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に結ぶ保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与する契約（以下「貸与契約」という。）について適用し、同日前に結んだ貸与契約及び同日前から引き続き修学資金の貸与を受けるために結ぶ貸与契約については、なお従前の例による。

茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年 6 月21日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県条例第37号

茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例の一部を改正する条例

茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例（平成29年茨城県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「の2倍に相当する期間に」を「(研修資金の貸与を受けた場合にあっては、当該期間に)」に、「(研修資金の貸与を受けなかった修学生にあっては、修学資金の貸与を受けた期間の2倍)」を「)の2分の3」に、「

以下この号において「義務期間」という。(義務期間)を「(当該期間)」に、「6年」を「9年」に改める。

付 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

茨城県工業技術センターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年6月21日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県条例第38号

茨城県工業技術センターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県工業技術センターの使用料及び手数料徴収条例(昭和51年茨城県条例第14号)の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「茨城県工業技術センター」を「茨城県産業技術イノベーションセンター」に改める。

別表第1 1 茨城県工業技術センター(茨城県工業技術センター繊維工業指導所及び茨城県工業技術センター笠間陶芸大学を除く。)の表中「茨城県工業技術センター(茨城県工業技術センター繊維工業指導所及び茨城県工業技術センター笠間陶芸大学)」を「茨城県産業技術イノベーションセンター(茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学)」に改める。

別表第1 2 茨城県工業技術センター繊維工業指導所の表中「茨城県工業技術センター繊維工業指導所」を「茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所」に改める。

別表第2 1 茨城県工業技術センター(茨城県工業技術センター繊維工業指導所及び茨城県工業技術センター笠間陶芸大学を除く。)の表中「茨城県工業技術センター(茨城県工業技術センター繊維工業指導所及び茨城県工業技術センター笠間陶芸大学)」を「茨城県産業技術イノベーションセンター(茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学)」に改める。

別表第2 2 茨城県工業技術センター繊維工業指導所の表中「茨城県工業技術センター繊維工業指導所」を「茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所」に改める。

別表第2 3 茨城県工業技術センター笠間陶芸大学の表中「茨城県工業技術センター笠間陶芸大学」を「茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学」に改める。

付 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

茨城県都市計画審議会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年6月21日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県条例第39号

茨城県都市計画審議会条例の一部を改正する条例

茨城県都市計画審議会条例(昭和44年茨城県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「委員」の次に「25人以内」を加え、同項第1号中「7人以内」を削り、同項第2号中「2人以内」を削り、同項第3号中「6人以内」を削り、同項第4号中「2人以内」を削り、同項第5号中「8人以内」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業及び流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年 6 月21日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県条例第40号

茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業及び流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業及び流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和45年茨城県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項の表利根左岸さしま流域下水道の項中「28,600立方メートル」を「30,674立方メートル」に改め、同表鬼怒小貝流域下水道の項中「42,340立方メートル」を「44,380立方メートル」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年 6 月21日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県条例第41号

茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例

茨城県県立学校設置条例（昭和39年茨城県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中茨城県立太田第一高等学校の項の次に次のように加え、茨城県立太田第二高等学校の項及び茨城県立佐竹高等学校の項を削る。

茨城県立太田西山高等学校	常陸太田市新宿町
--------------	----------

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

（茨城県立太田第二高等学校及び茨城県立佐竹高等学校の存続に関する経過措置）

2 この条例による改正前の茨城県県立学校設置条例別表第 2 に規定する茨城県立太田第二高等学校及び茨城県立佐竹高等学校は、この条例による改正後の茨城県県立学校設置条例別表第 2 の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に当該高等学校に在学する者（施行日から平成33年 3 月31日までの間にこれらの者が属する学年に転入学し、編入学し、又は再入学した者を含む。）が当該高等学校に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 前項の規定により存続するときの平成33年 4 月 1 日以後の茨城県立佐竹高等学校の位置は、常陸太田市新宿町とする。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)
休日の場合は繰下発行) (金 3, 1 5 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)